

その井戸、届出が必要かもしれません！

一定規模の井戸（※）の新規設置、代替、変更等をする場合には「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき届出が必要です。

また、既設井戸においても、登録がされていない場合や、掘り直したとき、ポンプを交換したときなどは改めて届出が必要です。

併せて地下水採取者の皆様には地下水に関する調査及び研究並びに相互の連絡及び協調を図るため、「大井川地域地下水利用対策協議会」への加入をお願いしているところです。

適切に届出をされているか、また、現況届出の内容確認や御不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

（※）一定規模の井戸とは…

動力を用いて地下水を採取するための設備であって、**揚水機の吐出口断面積**（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が **14平方センチメートル（直径約42mm）を超えるもの。よって、揚水ポンプがついていないもの（例えば、手漕ぎ式や車井戸など）は手続きの必要はありません。**

（参考）

「静岡県 地下水保全対策について」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1002661/1018025.html>



〒427-0034 島田市伊太7番地の1
大井川地域地下水利用対策協議会（島田市環境課内）
担当主事 堤 貴明
0547-36-7145（FAX：0547-34-5501）
メール：daisuikyou@shizuoka.email.ne.jp